



平成27年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社 ウェッズ
代表者名 代表取締役社長 稲妻 範彦
(J A S D A Q ・ コード 7551)
問合せ先 総務部長 長谷川 勝也
電 話 03-5753-8201

内部統制システム構築の基本方針の一部改正に関するお知らせ

当社は、平成27年5月13日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について一部改正することを決議いたしましたので、下記のとおり改正後の内容をお知らせいたします。主な改正箇所は下線で示しております。

記

1. 当社および当社グループ会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社および当社グループ会社は、内部統制システムの構築とコンプライアンスを推進する組織として、コンプライアンス委員会を設置する。(平成18年5月委員会設置済)
- ② 当社は、コンプライアンス・マニュアルを作成して関係子会社を含む全役員と全社員を教育・啓蒙する。
(平成19年3月に当マニュアルをグループウェアのサイボウズ掲載。その後適宜一部変更を反映)
- ③ 当社および当社グループは、法令・定款・諸規程等に違反する行為が行われ、また行なわれようとしている場合の報告体制として内部通報制度を設ける。通報は匿名を可とし、通報事実を守秘すると共に通報者を不利益に取り扱わない。
(平成25年3月に通報先を顧問弁護士に一本化)
- ④ 当社は、信頼性のある財務報告に係る内部統制の体制を整備し、内部統制室が定期的に内部統制監査を行い、結果を代表取締役に報告し内部統制報告書を会計監査人に提出する。

2. 当社取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、法令・社内規程に基づき文書等の保存・管理を行う。
- ② 当社は、顧客の個人情報について個人情報保護法の規程に従い適切な利用・管理・保護に努める。

3. 当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 当社および当社グループは、内部統制とコンプライアンスの推進に不適切な業務の調査と該当ある場合の対処、IT システム障害への備え及び火災・事故・地震等災害時の対策等について早期復旧を目指した体制作りを推進する。
- ② 常勤監査役は、内部統制規程の遵守状況について内部統制室長と連携して監査し、結果を代表取締役役に報告する。

4. 当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社および当社グループは、社内規程によって職務権限を定め、重要事項は稟議書による承認制をとる。取締役及び監査役は、全稟議書を審査して費用対効果を検証する。
- ② 当社は、取締役会を原則として毎月開催し重要事項の決定並びに部門別執行状況の管理監督と意思決定の迅速化に努める。

5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループ全体における内部統制システム構築とコンプライアンス推進のため、関係子会社にコンプライアンス責任者を置く。関係子会社のコンプライアンス責任者はコンプライアンス委員会の委員を兼務する。(平成 18 年 5 月に体制決定。その後必要に応じて一部修正)
- ② 内部統制室は、関係子会社の内部統制監査を定期的に行なう。
- ③ 当社は、当社グループ会社に対してその業績状況、決算状況などについて、定期的・継続的に当社へ報告させるものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、監査役会の事務局として管理部門員を配置する。
- ② 当社は、監査役と取締役が協議し必要と判断するときは監査役スタッフを機動的に配置し監査役の命令・指揮下に入る。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制ならびに監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 常勤監査役は、取締役会・コンプライアンス委員会・経営会議等に参加する。
- ② 当社および当社グループの取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて必要な報告と情報提供を行う。
- ③ 当社は前号に従い監査役への報告を行った当社および当社グループ会社の取締役および使用人に対して不利益な取り扱いを行うことを禁じる。

8.財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社および当社グループ会社は、信頼性のある財務報告を行なうことを取締役会の基本方針とする。
- ② 当社および当社グループ会社は、財務報告の信頼性を確保するため財務報告に係わる内部統制を整備・運用・評価し不備を改善する体制を構築する。

9.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切関係を持たない。

10.反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は上記の基本的な考え方を行動規範に定めており、役職員に周知徹底するとともに、平素から本社総務部を主管部署として、弁護士や警察とも連携している。

(内部統制システム構築の基本方針の履歴)

1. 平成 18 年 5 月 25 日 取締役会決議により制定
2. 平成 20 年 5 月 20 日 取締役会決議により一部修正
3. 平成 21 年 5 月 14 日 取締役会決議により一部修正
4. 平成 27 年 5 月 13 日 取締役会決議により一部修正

以 上